

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

潟上市監査委員

目 次

1 監査の期間	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	2
4 監査の方法	2
5 監査の結果	2

(監査対象団体)

NPO法人男鹿潟上南秋教育会館	3
潟上市交通安全協会	4
潟上市防犯協会	5
潟上市老人クラブ連合会	6
各単位老人クラブ	7
潟上市芸術文化協会	8

1 監査の期間

令和4年11月28日（月） ～ 令和4年12月21日（水）

2 監査の対象

財政援助団体等監査は地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、実施したものである。

令和3年度において、潟上市が財政的援助をした団体等（出資団体及び指定管理者含む）の中から、次の団体を抽出して監査を実施した。

No.	監査日	財政援助団体等名	補助金等の名称	交付額(円)	所管部局
1	11月28日 (月)	NPO法人男鹿潟上 南秋教育会館	潟上市まちづくり 団体活動助成金	47,000	総務部 企画政策課
2		潟上市交通安全協会	潟上市交通安全 協会補助金	870,000	市民生活部 市民課
3		潟上市防犯協会	潟上市防犯協会補助金	420,000	
4		潟上市老人クラブ連合会	潟上市老人クラブ 連合会補助金	2,989,278	福祉保健部 健康長寿課
5		各単位老人クラブ	単位老人クラブ補助金	計2,375,114	
6		潟上市芸術文化協会	潟上市芸術文化協会補助金	1,057,169	教育委員会 文化スポーツ課

3 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて実施した。

(所管部局及び財政援助団体等)

- ① 補助金等の決定は、条例、規則、要綱等に適合しているか。
- ② 補助金等の交付要綱は整備されているか。
- ③ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。又、公益上の必要性は十分か。
- ④ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑤ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き、会計処理等は適正か。
- ⑥ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑦ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑧ 補助金等の交付目的や効果等から判断し、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。

4 監査の方法

監査にあたっては、所管部局にあらかじめ関係事項に関する調書の提出を求め、監査執行当日においては関係資料等の監査資料の書類審査を実施するとともに、担当職員の説明を聴取し、その他必要な監査を実施した。

5 監査の結果

補助金等は、総括的にその目的に沿って管理・執行されており、出納その他の事務は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、主管課においては補助金交付団体に対する補助交付基準に則って実施されているか確認するとともに、補助金実績報告書をよく精査しながら、今後も各団体へ指導・助言をお願いする。

以下、財政援助団体等ごとの監査内容は次のとおりであるが、軽微な事項については講評の際に、職員に対し改善と検討を要望したため記述は省略する。

【 NPO法人 男鹿潟上南秋教育会館 】

所管部局 総務部 企画政策課

1. 補助金等の名称
潟上市まちづくり団体活動助成金
2. 補助金等の交付額
交 付 額 47,000円（支出済額に占める割合：66.5%）
3. 補助金等の交付年月日
交付年月日 令和 3年11月18日
4. 補助金等交付根拠条例等
潟上市まちづくり団体活動助成金交付要綱
（平成22年3月26日告示第36号）
5. 補助金等の交付目的
まちづくり活動の促進とまちづくり活動団体の自立支援のため。
6. 事業内容
○ 発達検査及び面談による実態調査。
○ 対象児の知的発達水準や認知能力に応じた支援。
○ チラシ等の配付による事業内容の周知。
7. 事業効果及び実績
○ 支援対象者との面談等：延べ51件（対象人数9名）
○ 言語発達遅滞検査回数：3件（コロナ感染拡大により実施件数が伸び悩んだ）
※検査実施にあたって、対象者と検査者の信頼関係づくりが重要となるため、事前のコミュニケーション形成に時間を要する。
○ 教育委員会を訪問し、幼稚園やこども園等へのチラシ配布及び事業周知を依頼。
8. 指摘及び要望事項
○ 特記事項なし。

【 潟上市交通安全協会 】

所管部局 市民生活部 市民課

1. 補助金等の名称

潟上市交通安全協会補助金

2. 補助金等の交付額

交 付 額 870,000円（支出済額に占める割合：96.1%）

3. 補助金等の交付年月日

交付年月日 令和 3年 5月13日

4. 補助金等交付根拠条例等

潟上市交通安全協会補助金交付要綱
（平成20年6月9日告示第78号）

5. 補助金等の交付目的

協会の円滑な運営と健全な発展を図るとともに、市民を交通安全から守るため。

6. 事業内容

- 全国交通安全運動、交通安全教室、交通安全啓発花壇整備、交通安全街頭キャンペーン、飲酒運転防止飲食店巡回等の実施。
- 天王・出戸・昭和・飯田川の各支部に助成金を交付。

7. 事業効果及び実績

- 啓発普及を継続的に実施することで、交通安全に関する意識の醸成が図られた。

8. 指摘及び要望事項

- 補助金の基準額は人口割で算出されているが、同様に会員数から交付額が算出される自治会等の補助金とは性質が異なるため、必要な事業に適切な補助金を交付すべきであり、一律の交付はすぐわないと思われる。現在の基準額算定根拠を検証するとともに、事業計画及び収支予算書等を踏まえ活動内容に応じた補助となるよう、要綱の見直しを検討していただきたい。

【 潟上市防犯協会 】

所管部局 市民生活部 市民課

1. 補助金等の名称
潟上市防犯協会補助金
2. 補助金等の交付額
交 付 額 420,000円（支出済額に占める割合：93.8%）
3. 補助金等の交付年月日
交付年月日 令和 3年 7月 8日
4. 補助金等交付根拠条例等
潟上市防犯協会補助金交付要綱
（平成20年6月9日告示第79号）
5. 補助金等の交付目的
他関係機関と連携を図りながら、自主的な防犯活動を推進し、犯罪のない明るく、住みよい地域社会を建設するため。
6. 事業内容
○ 市内まつり防犯巡回パトロール（令和3年度は中止）、特殊詐欺被害防止キャンペーン、地域安全運動キャラバン、全国地域安全運動、ロックパトロール・空き家・防犯灯調査等の実施。
○ 天王・追分出戸・昭和・飯田川の各支部に助成金を交付。
7. 事業効果及び実績
○ 地域運動や啓発活動を実施することで、地域安全に関する意識の高揚が図られた。
8. 指摘及び要望事項
○ 補助金の基準額は人口割で算出されているが、同様に会員数から交付額が算出される自治会等の補助金とは性質が異なるため、必要な事業に適切な補助金を交付すべきであり、一律の交付はそぐわないと思われる。現在の基準額算定根拠を検証するとともに、事業計画及び収支予算書等を踏まえ活動内容に応じた補助となるよう、要綱の見直しを検討していただきたい。

【 潟上市老人クラブ連合会 】

所管部局 福祉保健部 健康長寿課

1. 補助金等の名称

潟上市老人クラブ連合会補助金

2. 補助金等の交付額

交 付 額 2,989,278円（支出済額に占める割合：80.2%）

3. 補助金等の交付年月日

交付年月日 令和 3年 4月22日

4. 補助金等交付根拠条例等

潟上市老人クラブ補助金交付要綱
（平成20年6月16日告示第83号）

5. 補助金等の交付目的

老人クラブ連合会活動費及び老人相互の親睦を図るため。

6. 事業内容

○ 連合会事業の企画、運営、会報誌の発行及び単位老人クラブの育成と指導を実施するとともに、会員の連携と老人クラブ活動に対する地域社会の理解を図る。

7. 事業効果及び実績

○ 老人クラブスポーツ大会、グラウンドゴルフ大会等の実施により、高齢者の仲間づくりや健康増進及び生きがい向上に寄与。
○ 健康づくりセミナーの開催により、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発していける人材の育成を行った。

8. 指摘及び要望事項

○ 特記事項なし。

【 各単位老人クラブ 】

所管部局 福祉保健部 健康長寿課

1. 補助金等の名称

単位老人クラブ補助金

2. 補助金等の交付額

交 付 額 計2,375,114円（支出済額に占める割合：34.8%）

3. 補助金等の交付年月日

交付年月日 令和 3年 5月13日 ほか

4. 補助金等交付根拠条例等

潟上市老人クラブ補助金交付要綱
（平成20年6月16日告示第83号）

5. 補助金等の交付目的

老人福祉の向上、老人相互の親睦を図るため。

6. 事業内容

○ 高齢者が楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、教養活動、健康活動、社会奉仕活動、レクリエーション、親睦活動等を行う。

7. 事業効果及び実績

○ 研修会やグラウンドゴルフ大会、スポーツ大会への参加により健康増進を図るとともに、地域の清掃活動、花壇整備などの社会奉仕活動を行った。
○ お楽しみ会、新年会、忘年会等の交流会を行い、会員の親睦を深めた。

8. 指摘及び要望事項

○ 特記事項なし。

【 潟上市芸術文化協会 】

所管部局 教育委員会 文化スポーツ課

1. 補助金等の名称
潟上市芸術文化協会補助金
2. 補助金等の交付額
交 付 額 1,057,169円（支出済額に占める割合：92.4%）
3. 補助金等の交付年月日
交付年月日 令和 3年 8月 5日
4. 補助金等交付根拠条例等
潟上市教育関係補助金交付要綱
（平成17年3月22日教育委員会告示第3号）
5. 補助金等の交付目的
芸術文化活動の普及振興と協会の運営の支援。
6. 事業内容
○ 天王・昭和・飯田川の各支部に活動費を交付。
○ 機関誌の発行（令和2・3年はコロナ禍により休刊）。
7. 事業効果及び実績
○ 加盟団体の自主的な活動を支援することができた。
（天王支部21団体326人、昭和支部19団体167人、飯田川支部17団体123人）
8. 指摘及び要望事項
○ 各支部から会費を徴収し、支部活動費として各支部へ補助金が支払われているが、補助金額から会費分を差し引いて、本会から各支部へ一方通行で補助金を交付すべきでないか。同様の処理を行っていた他課局の各種補助団体も見直しが進んでいるため、経理をわかりやすく事務を簡略化するよう指導していただきたい。
○ 実績報告書の提出が大きく遅延していたため、今後は速やかに提出されるよう指導していただきたい。